

●対応一覧表

動物種類	対応機関																
犬	鴻巣保健所（０４８－５４１－０２４９） 上尾警察署（０４８－７７３－０１１０）																
猫	動物指導センター（０４８－８５５－０４８４） やむを得ず飼えなくなった猫や、飼い主が不明で動けなくなった猫のみ引き取り。原則持ち込み。																
アライグマ	上尾市生活環境課（０４８－７７５－６９４０） ※埼玉県アライグマ防除実施計画に基づき市で対応している。																
その他哺乳類及び鳥類	<p>①野生有害鳥獣捕獲許可の申請 ⇒上尾市みどり公園課（０４８－７７５－８１２９） 狩猟鳥獣（ハクビシン、タヌキなど）、ドバト、ニホンザルの捕獲等。 カルガモ、キジバト、カワラバト、スズメ、カラスの卵の採取等。 ⇒埼玉県みどり自然課（０４８－８３０－３１４０） 上記以外（コウモリなど）</p> <p>②ケガで動けない動物の保護、持ち込み先病院の案内 ⇒中央環境管理事務所（０４８－８２２－５１９９） ※保護対象となっていない動物（埼玉県HPより抜粋）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カラス、ドバト</td> <td>人に被害を与えることから</td> </tr> <tr> <td>家畜、ペット</td> <td>野生ではない</td> </tr> <tr> <td>ニホンアシカやアザラシなどの海生哺乳類</td> <td>漁業法、水産資源保護法で保護</td> </tr> <tr> <td>ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミ</td> <td>環境衛生上の理由から</td> </tr> <tr> <td>ノラ犬、ノラ猫</td> <td>捨てられたペットであり野生化していない</td> </tr> <tr> <td>アライグマ</td> <td>特定外来生物として駆除対象</td> </tr> <tr> <td>爬虫類、両生類、昆虫など</td> <td>鳥類、哺乳類ではない</td> </tr> </tbody> </table>	種類	理由	カラス、ドバト	人に被害を与えることから	家畜、ペット	野生ではない	ニホンアシカやアザラシなどの海生哺乳類	漁業法、水産資源保護法で保護	ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミ	環境衛生上の理由から	ノラ犬、ノラ猫	捨てられたペットであり野生化していない	アライグマ	特定外来生物として駆除対象	爬虫類、両生類、昆虫など	鳥類、哺乳類ではない
種類	理由																
カラス、ドバト	人に被害を与えることから																
家畜、ペット	野生ではない																
ニホンアシカやアザラシなどの海生哺乳類	漁業法、水産資源保護法で保護																
ドブネズミ、クマネズミ、ハツカネズミ	環境衛生上の理由から																
ノラ犬、ノラ猫	捨てられたペットであり野生化していない																
アライグマ	特定外来生物として駆除対象																
爬虫類、両生類、昆虫など	鳥類、哺乳類ではない																
爬虫類、両生類、昆虫など	対応機関なし 駆除したい場合は自身で専門業者に依頼。 【参考】埼玉県ペストコントロール協会（０４８－８５４－２８９０） 埼玉県害虫防除事業協同組合（０４８－８５４－４８１７）																
スズメバチ・アシナガバチ	上尾市生活環境課（０４８－７７５－６９４０） 専用住宅にできた巣の撤去にかかった費用に対する補助金について、 ５，０００円を上限に費用の半額を補助。巣の撤去作業の依頼は、自身で専門業者に連絡。																